

横浜地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 地方公務員による偽証事件  
国側当事者・国  
平成24年12月19日棄却・確定

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	滝 実
同指定代理人	渡辺 貞彦
同	池田 誠
同	谷本 裕則
同	久保寺 勝
同	石川 毅
同	箕輪 英美

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

被告は、原告に対し、141万円及びこれに対する平成5年11月2日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

2 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。
- (3) 仮執行免脱宣言

第2 当事者の主張

1 請求の原因

(1) 地方公務員である保土ヶ谷税務署所属の乙統括国税調査官(以下「乙統括官」という。)は、東京国税局課税第一部国税訟務官室に所属する訟務官丙(以下「丙訟務官」という。)及び大蔵事務官丁(以下「丁事務官」という。)との策謀により、平成5年11月2日の聴取の際、丁事務官から「提出された申告書が税務署の中で紛失するということはありませんか。」と質問されると、丙訟務官及び丁事務官に対し、「紛失するような管理はしていません。」と虚偽の供述をし、よって、原告に損害を被らせた。

すなわち、原告は、平成4年3月9日、保土ヶ谷税務署から原告の青色申告の承認を取り消すとの通達の郵送を受け、顧問税理士である戊によれば「あと6日しかないのに全部計算をや

り直すのは不可能である。」とのことであつたので、同月11日、保土ヶ谷税務署の2階で、所得を0円とした平成3年度の確定申告書を提出した。ところが、保土ヶ谷税務署個人第●部門統括のA、同税務署所属のB及びCらは、共謀して、原告に度を越した課税処分をするために、原告の確定申告書を盗みだし、これを毀棄した。乙統括官は、●年●月●日まで、鶴見税務署に在籍していたのであるから、保土ヶ谷税務署における上記事実を知り得ないはずであるにもかかわらず、丙訟務官及び丁事務官に対し、上記のとおり虚偽の供述をしたのである。

(2) よって、原告は、被告に対し、民法709条に基づき、141万円及びこれに対する平成5年11月2日から支払済みまで年6分の割合による金員の支払を求める。

## 2 請求の原因に対する認否

請求の原因(1)のうち、乙が保土ヶ谷税務署所属の統括国税調査官であつて、平成●年●月●日付けで鶴見税務署から保土ヶ谷税務署に配置換えとなつたこと、丙が東京国税局課税第一部国税訟務官室に所属していた訟務官であつたこと、丁が同訟務官室に所属していた大蔵事務官であつたこと、平成5年11月2日に乙統括官が丙訟務官及び丁事務官の聴取を受けたことは認め、その余は否認する。

## 理 由

1 原告は、乙統括官が、平成5年11月2日、丙訟務官及び丁事務官による聴取に際し虚偽の供述をしたので、原告が損害を被つた旨主張していると解されるところ、証拠(甲第1、乙第1)によれば、却つて、横浜地方裁判所は、平成11年10月20日に言い渡した同裁判所平成●●年(○)第●●号損害賠償請求事件の判決において、平成4年3月11日、原告が保土ヶ谷税務署に提出したとする確定申告書は同税務署の税務職員により收受されたとは認められないと判示していること、乙統括官は、平成5年11月2日、丁事務官及び丙訟務官の聴取を受けた際、乙統括官が、保土ヶ谷税務署に平成●年●月●日から勤務している旨、前任のD統括官との事務引き継ぎの際、平成4年3月10日に原告がB調査官に翌日申告に行くと言つて連絡してきたが、申告書は提出されていなかったこと、同年6月25日ごろ、原告が納税証明書の交付を求めて保土ヶ谷税務署に来たが、申告の確認ができなかったため控えの提示を求めたところ、一、二週間後にまた来ると言つて帰つたが、来なかったこと、原告の申告書を徹底的に探したがなかったことを聞いた旨、また、提出された申告書が税務署の中で紛失するということがありうるのかとの質問に対し、通常ではまったく考えられない旨、更に、「申告書の提出が問題になっている今回の件について、どのように考えていますか。」との問いに対し、税務署内で税務職員が納税者の申告書を破棄するということが絶対にあり得ないし、何の利益もない旨等答えていることが認められるのであつて、乙統括官が虚偽の事実を上記聴取の際に告げたことは認められない。

また、原告は、乙統括官の行為により、損害を被つた旨主張するが、その内容は不明である。

2 なお、原告は、本件の訴訟物を民法709条による損害賠償請求権であるとし、請求の原因の事実を主張し、請求の趣旨記載の金員の支払を求めているところ、当該請求の原因は、公務員の公権力の行使により、原告が損害を被つたので、被告国に対し、その賠償を求めるというものであるから、同法の適用はない。

3 よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却し、訴訟費用の負担について民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第2民事部  
裁判官 石原 寿記